

令和5年第9回桶川市農業委員会総会 議事録

令和5年9月25日(月) 午後2時から

場所：桶川市役所3階 会議室304

【出席委員】 農業委員	1 秋山重樹、2 天沼省司、3 荒井昌和、5 岩崎真一、6 植野成美、7 加藤俊子、8 砂川富夫、9 原島貞夫、10 堀口洋人、11 渡邊富二
【欠席委員】	4 荒岡克巳
【傍聴人】	0人
事務局長	<p>只今より、令和5年第9回桶川市農業委員会総会を行います。</p> <p>本日は、農業委員11名のうち10名の出席があり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の開会要件を満たしていることを報告いたします。</p> <p>それでは、次第の1「開会」を、岩崎委員にお願いします。</p>
岩崎委員	(開会宣言)
事務局長	続きます、次第の2「あいさつ」を、砂川会長よりお願いします。
砂川会長	(あいさつ)
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>総会会議規則第4条の規定により、会長に議長をお願いいたします。</p> <p>(会長が議長に就く)</p>
議長	<p>只今議長の座を仰せつかりましたので、進行させていただきます。</p> <p>それでは、次第の3「議事録署名委員の指名」でございます。</p> <p>6番の植野委員と、7番の加藤委員にお願いします。</p>
議長	<p>それでは、次第の4「議事」に入ります。</p> <p>第1号議案「農地法第5条の規定による許可申請の承認について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第1号議案第1号件について説明させていただきます。</p> <p>譲受人・譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。</p> <p>こちらは所有権を移転する案件で、転用目的は駐車場です。</p>

	<p>申請地は、当初から農用区域外となっております。農地区分については、10ha以上の連坦性がなく、第3種農地にも該当しないことから、第2種農地と考えております。</p> <p>第2種農地の場合、周辺の他の土地に立地が困難な場合、この場所を転用しないと目的が達成できないなどの場合に、立地基準は満たすことができます。申請者は申請地の近くにおいて、自動車修理工場を営んでおり、乗用車（車検用の代車）等を駐車する予定となっております。仕事の効率上の問題などから、申請地以外では目的の達成は困難と考えられますので、立地基準は満たしていると考えております。</p> <p>建築計画はなく、排水計画も予定されておられません。また、申請地の隣接地に農地はない状況です。</p> <p>申請地には7台分の駐車スペースを設ける計画となっております。転用面積と転用の必要性については、土地利用計画図と併せて、理由書をご覧くださいと思います。</p> <p>申請地の農地法違反については、床屋による農地法違反であり、譲受人とは関連性がない状況となっております。また、違反地はすべて農地以外の土地に囲まれており、他の農地への影響は少ない状況となっております。こうした状況のため、是正を行う必要性が低く、今回の申請で転用を行うことから、埼玉県からは顛末書の提出をするよう助言を受けております。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の秋山委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
秋山委員	<p>9月15日に現地調査を行いました。</p> <p>申請地には、一部農地法違反がある状況でした。</p> <p>現地調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第1号議案第1号件について、何か質問等ありますか。</p>
加藤委員	<p>違反者は、12年前からこの状態で借用しているということですか。</p>
事務局	<p>現地調査資料9ページの顛末書によると、12年前から砂利敷きの駐車場として借用しているようです。</p>

加藤委員	分かりました。
議長	他に、第1号議案第1号件について、何か質問等ありますか。
議長	無いようですので、お諮りいたします。 第1号議案第1号件について、承認とのことでよろしいですか。
委員	異議なし。
議長	異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして、第2号議案「農用地利用集積計画（案）の決定について」事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、第2号議案について説明させていただきます。 農業経営基盤強化促進法に基づき、桶川市長より計画の決定を求められております。 申請数は、新規のものが13筆、計9,178㎡となっております。 借受人についてですが、農家台帳上ですと、桶川市内で12,645㎡の農地を経営しております。 なお、全て3年間に渡り、使用貸借権を設定するものでございます。 事務局からの説明は以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、現地調査班長の秋山委員に、現地調査の結果報告をお願いします。
秋山委員	9月15日に現地調査を行いました。 申請地は全て適正に管理されており、特段問題はございませんでした。 現地調査の結果報告は以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、第2号議案について、何か質問等ありますか。
議長	無いようですので、お諮りいたします。 第2号議案について、承認とのことでよろしいですか。
委員	異議なし。

議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして、第3号議案「特定農地貸付けの承認について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>桶川市高齢介護課より「健康いきいき農園」事業につきまして、特定農地貸付けの承認申請がありました。</p> <p>特定農地貸付けとは、農地を農業者以外の者に貸付けることを言い、市民農園などを運営する場合に活用されています。</p> <p>但し、それには、いくつかの条件があります。</p> <p>1つ目は、営利を目的としない農作物栽培を目的とすること。</p> <p>2つ目は、10a未満で相当数の者を対象に貸付けること。</p> <p>3つ目は、貸付期間が5年を超えないこと。</p> <p>以上の条件を満たす場合に貸付けることができ、農業委員会の承認があれば、賃貸借等について農地法の許可が必要なくなります。</p> <p>「健康いきいき農園」は市内に居住する60歳以上の方を対象としております。</p> <p>申請地の所在、地目、面積、貸主等は資料記載の通りです。</p> <p>また、申請農園は1件で、新規の案件となっております。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の秋山委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
秋山委員	<p>9月15日に現地調査を行いました。</p> <p>申請地は適正に管理されており、特段問題はございませんでした。</p> <p>現地調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第3号議案について、何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りいたします。</p> <p>第3号議案について、承認とのことでよろしいですか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p>

<p>事務局</p>	<p>続きまして、次第の5「報告事項」を事務局からお願いします。</p> <p>それでは、農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による届出の専決処分の報告をいたしますので、農業委員会総会次第兼資料をご覧ください。</p> <p>農地法第4条の届出が1件となっており、転用目的は、住宅敷地が1件となっております。また、農地法第5条の届出が4件となっており、転用目的は、住宅敷地が4件となっております。</p> <p>なお、令和5年9月8日までに行われた専決処分となっております。事務局からの報告は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、次第6「その他事項」を事務局からお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部改正についてご説明いたしますので、追加で配布させていただきました「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）」をご覧ください。</p> <p>「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」とは、農業経営基盤強化促進法に基づき県が策定する「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方針」に即し、地域の実情を踏まえて市町村が定めたものです。</p> <p>桶川市の農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来の農業経営発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することを目的に定められております。</p> <p>この度、桶川市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」を改正するのは、埼玉県「農業経営基盤強化促進法の一部改正」（令和5年6月30日施行）に伴うものです。</p> <p>主な変更点は、次の2点となります。</p> <p>1点目が、人・農地プランや利用権設定等促進事業に関する記載の見直しとなります。</p> <p>2点目が、文言や項目名称の修正となります。</p> <p>内容につきましては、配布させていただきました「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）」をご覧ください。</p> <p>ご意見等無なければ、こちらの内容で改正する方向で進めさせていただきます。</p> <p>次に、農業委員会の日程についてお知らせいたします。</p>

	<p>次回の現地調査は、令和5年10月18日（水）の午前9時から、第1班が行いますので、市役所3階の会議室302にお集まりください。</p> <p>また、次回の農業委員会総会は、令和5年10月25日（水）の午後2時から、市役所3階の会議室304で行いますので、よろしくお願いたします。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
議長	他に事務局や委員の皆様から何かございますか。
議長	無いようでしたら、これをもちまして私の職責は以上でございます。慎重審議ありがとうございました。事務局長にお返しします。
事務局長	会長ありがとうございました。それでは、岩崎委員に閉会をお願いいたします。
岩崎委員	(閉会宣言) 閉会時間 午後2時50分